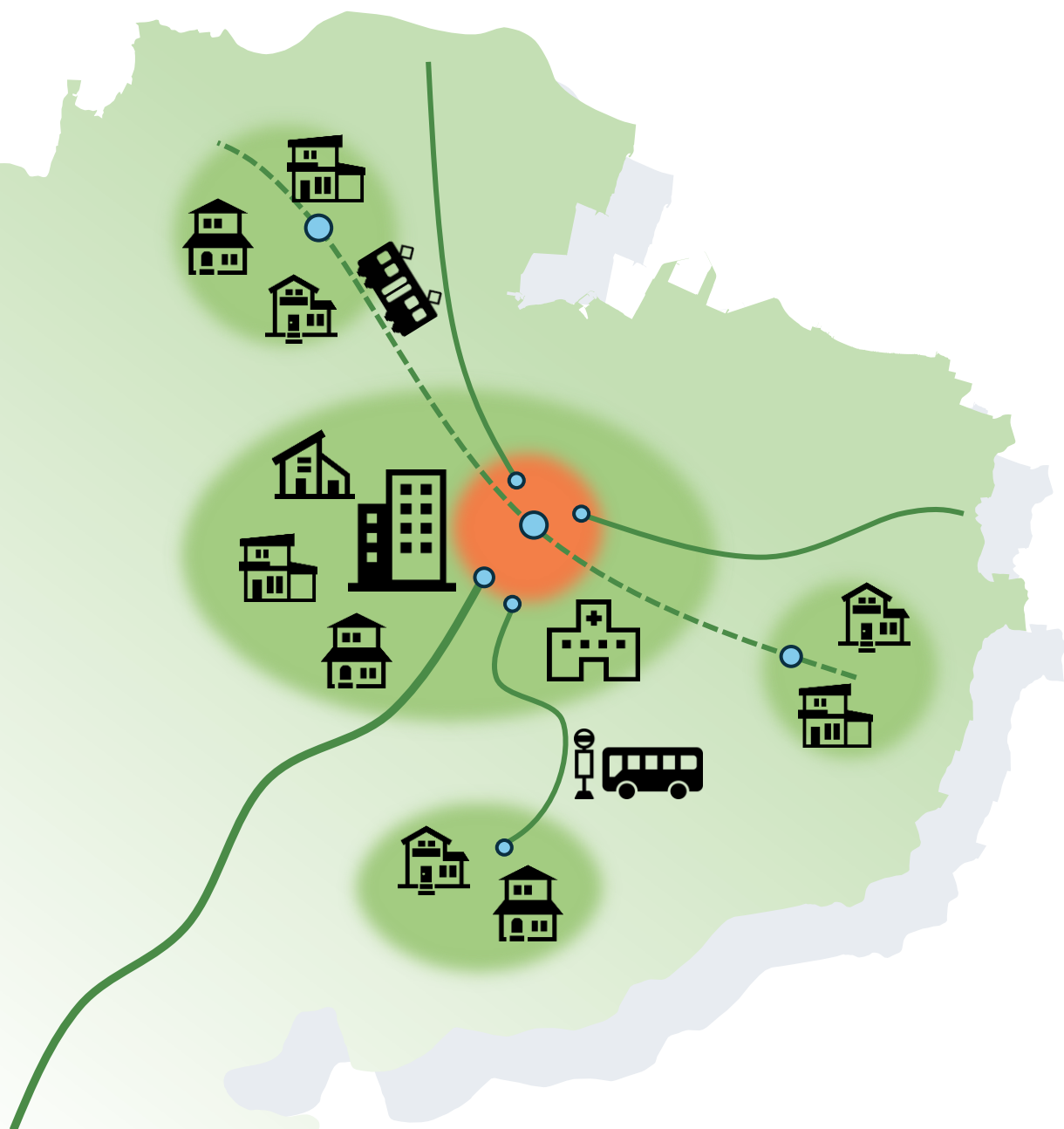


松阪市立地適正化計画



令和8年3月
松阪市

はじめに

「松阪市立地適正化計画」について

立地適正化計画は、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えに基づき、公共交通のネットワーク形成とあわせ、居住機能や、医療、商業等のさまざまな都市機能を誘導することにより、持続可能な都市の実現を図る計画であります。

松阪市立地適正化計画については2019（平成31）年3月に策定しておりますが、近年の気候変動に伴う、自然災害の頻発・激甚化が懸念される中、2020（令和2）年6月の「都市再生特別措置法」の改正に伴い、立地適正化計画に防災指針の追加が義務付けられたことから安全なまちづくりの推進を図るための「防災指針」を追加しました。

本計画の策定から7年が経過する中、人口減少や少子高齢化の進行に加えて、自然災害の頻発化・激甚化、情報技術の進展など、本市を取り巻く社会情勢も変化しております。また防災指針の検討では、洪水や津波などによる災害リスクが想定されているエリアと、人口分布・避難所の位置などの都市情報を重ね合わせて分析を行うことにより、今後取り組むべき課題等を整理しました。

これらに対応した計画の策定にあたっては、庁内関係部局長で構成する検討委員会等での横断的な検討の実施や、学識経験者等からアドバイスをいただき、三重県などの関係機関とも調整を図りました。

今後も引き続きコンパクト・プラス・ネットワークの実現に向けて、中心市街地の活性化、公共交通ネットワークの強化を図り、誰もが暮らしやすい、魅力あるまちづくりを進めるとともに、安全安心に暮らせる災害に強いまちづくりを、関係行政庁や市民の皆さまと協働で取り組んでいきたいと思っております。

結びに、本計画の策定に際し、ご尽力いただきました松阪市都市計画審議会委員やアドバイザーの学識経験者の皆さまをはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆さまに心から深く感謝申し上げます。



松阪市長

令和8年3月

竹上真人

目次

序章 松阪市立地適正化計画について	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 立地適正化計画制度の概要.....	3
3 松阪市都市計画マスタープランとの関係	4
4 松阪市立地適正化計画の内容	5
第1章 松阪市の現況	6
1 市の概要	6
2 松阪市の現況	7
3 市民ニーズ	23
第2章 都市構造の分析と課題.....	30
1 都市構造の分析.....	30
2 解決すべき課題の抽出.....	57
第3章 基本方針.....	62
1 まちづくりの目標.....	62
2 課題解決に向けた施策・誘導方針.....	62
第4章 居住誘導区域.....	63
1 基本的な考え方.....	63
2 居住誘導区域の設定方針.....	64
3 居住誘導区域の設定.....	72
第5章 都市機能誘導区域・誘導施設	76
1 都市機能誘導区域の基本的な考え方.....	76
2 都市機能誘導区域の設定方針	77
3 都市機能誘導区域の設定.....	79
4 誘導施設の基本的な考え方.....	80
5 誘導施設の設定方針.....	81
6 誘導施設の設定	87
第6章 立地適正化に関する施策・事業	88
1 誘導施策	88
2 公的不動産の活用	89
3 居住調整地域の方針.....	89
第7章 届出制度.....	90
1 居住誘導区域外における届出の対象となる行為	90
2 都市機能誘導区域外における届出の対象となる行為.....	91
第8章 防災指針.....	92
1 防災指針について.....	92
2 防災指針の検討方針.....	93
3 災害リスク分析	102
4 取組方針.....	119
5 具体的な施策及びロードマップ	122
第9章 数値目標と進行管理.....	124
1 数値目標の設定と期待される効果.....	124
2 計画の評価と見直し.....	130
参考資料 用語解説	131